

広島県感染症予防計画

第1 感染症対策の基本的な考え方

ポイント

- ◎ 事前対応型行政の強化
- ◎ 感染症の予防や治療に重点を置いた対策
- ◎ 人権の尊重
- ◎ 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- ◎ インフルエンザ(H1N1)2009等の経験を踏まえた対応
- ◎ 本計画に基づく特定感染症に係る個別計画の整備
- ◎ 適切な役割分担による予防計画の推進
- ◎ 広島県における感染症に関するネットワーク

1 事前対応型行政の強化

感染症対策は、感染症の発生情報を正確に把握する感染症発生動向調査体制を強化し、基本指針、本計画、特定感染症予防指針及び別途定める行動計画・マニュアル等に基づく取組を通じて、平時から感染症の発生予防やまん延防止に重点を置いた事前対応型行政を推進していく必要がある。

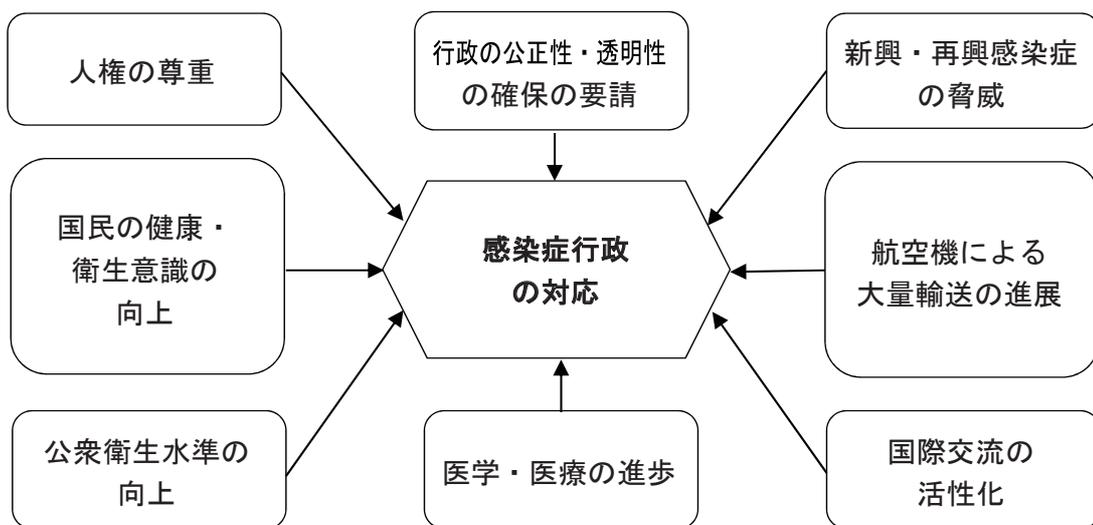


図1 感染症を取り巻く現状

2 感染症の予防や治療に重点を置いた対策

今日、医学・医療の進歩により、多くの感染症の予防や治療が可能となってきているため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集、分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な提供を進めつつ、『県民個人個人における予防』及び『感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ね』による地域社会全体の予防を推進していくことが重要である。

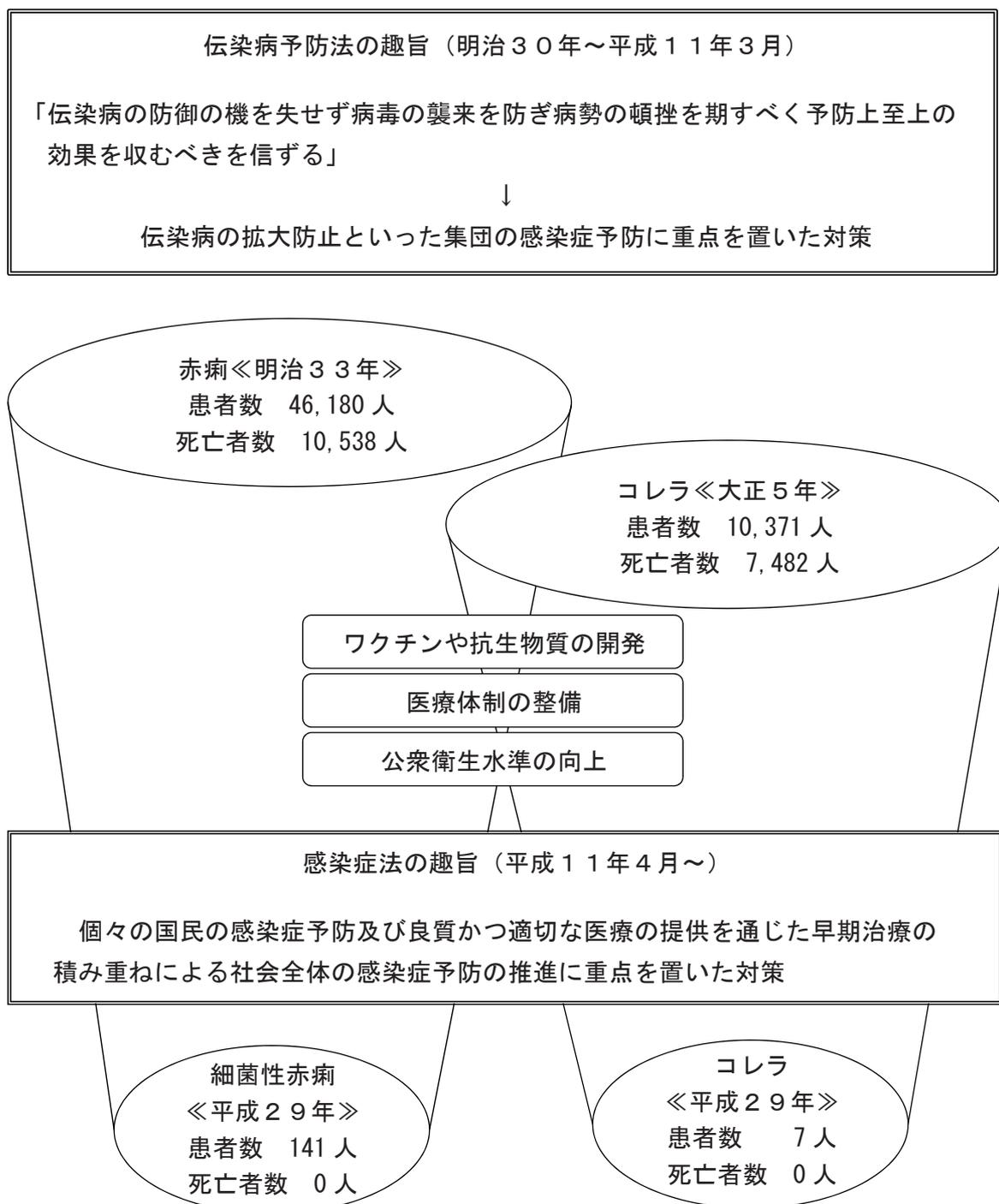


図2 伝染病予防法と感染症法の趣旨の違い

3 人権の尊重

(1) 感染症予防と患者等の人権の尊重との両立

感染症の予防と感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者個人の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けることができ、入院の措置がとられた場合には、早期に社会復帰できるような環境整備を図る必要がある。

(2) 正しい知識の普及

感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発に努める必要がある。

(3) 情報公開と個人情報の保護

感染症に関する情報は、県民の安全と信頼を確保するため、公開を原則とするが、患者等の個人情報の保護については最大限に配慮するとともに、医療機関や医療関係団体に対しても、個人情報の保護の徹底を求める必要がある。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生時には、周囲へまん延する可能性があり、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体及び毒素（以下「病原体等」という。）の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しながら、行政機関内の関係部局はもとより、国、地方公共団体、医師会等の医療関係団体、獣医師会その他の獣医療関係団体（以下「獣医師会等」という。）が適切に連携して、迅速かつ的確に対応できる体制の整備を図る必要がある。

5 インフルエンザ(H1N1)2009等の経験を踏まえた対応

平成21年に発生したインフルエンザ(H1N1)2009の経験や、その後の感染症の発生動向を踏まえて、パンデミックやエピソード発生時に際して、主に次の課題が浮かび上がった。

これらの課題を解決するため、県庁の行政機能としての「判断機能」に、県立総合技術研究所保健環境センターの「検査機能」、感染症・細菌学・疫学の専門的な「分析機能」を加え、情報の収集から対策の企画立案・検査・研究まで一元的・一体的に実施する広島県感染症・疾病管理センター（以下「感染症・疾病管理センター」という。）を平成25年に設置し、感染症対策を総合的に推進している。

課題1 感染症発生動向調査体制の強化と迅速な意思決定体制の整備

パンデミック発生時においては、発生初期に当該感染症について、感染力や病原性等が未知であることが想定されることから、迅速かつ確実な医師からの届出、情報の収集及び病原体等の検出等が行われ、速やかに病原性や感染経路等を特定し、まん延防止対策に繋げていくことが重要である。

そのため、『積極的疫学調査（感染症法第15条に規定する感染症の発生状況、動向及び調査をいう。以下同じ）』を含む感染症発生動向調査体制の強化と『行政機関と検査機関の連携が強化された疫学的意思決定体制の整備』を行う必要がある。

課題2 医療関係者に対する情報提供体制の強化

パンデミックやエピソード発生時に備え、医療関係者に対する専門的な国内外の感染症・疫学に関する情報やその分析について十分な提供ができていないことから、感染症情報センターで行っている感染症情報に加え、これら医療機関に対する情報提供の体制を強化する必要がある。

課題3 多剤耐性菌による院内感染事案に対する体制の整備

現在、院内感染事案については、県で把握できる仕組みにはなっていないことから、今後、多剤耐性菌による院内集団感染を迅速に把握し、対策を講じるためには、県内のICT（感染制御チーム。病院などで感染管理を担当する専門チーム）の連絡会議の開催や疫学チームを派遣するなど行政体制を整備する必要がある。

課題4 海外で流行している感染症への対策の強化

東南アジア等で猛威を振るっているデング熱やマラリア等については、交通機関の高速化や地球温暖化の進行により、県内でも患者が発生しているとともに、ほかにもチクングニア熱やウエストナイル熱等の発生も想定される。しかし、これらの感染症に対する保健所や医療機関の体制は必ずしも万全とは言えない状況にあることから、今後、発生が想定される感染症に対する診断体制、医療提供体制及び情報提供体制を十分に確保する必要がある。

課題5 感染症医療体制の強化

パンデミック発生時において、現在の医療体制では患者等に対して適切な医療を提供できない場合も想定されることから、第二種感染症指定医療機関が指定されていない二次医療圏（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第10号に規定する区域をいう。以下同じ。）での指定を行っていくとともに、感染症協力医療機関等を中心とした二次医療圏ごとの感染症に係る医療提供体制を強化する必要がある。

6 本計画に基づく特定感染症に係る個別計画等の整備

新型インフルエンザや結核等，特に総合的な予防のための施策が必要な感染症については，本計画及び国が定める特定感染症予防指針によるもののほか，個別の行動計画・マニュアル等に即して施策を推進していく必要がある。

表1 特別な対応が必要な感染症に関する個別計画等

行動計画等の名称	策定・改定時期	対策の内容等
広島県新型インフルエンザ等対策行動計画	平成25年12月改定	新型インフルエンザ等の発生段階ごとの実施体制，サーベイランス・情報収集，情報提供・共有，予防・まん延防止，医療，県民生活・県民経済の安定の確保 等
広島県結核予防推進プラン	平成29年3月改定	結核の早期発見・早期治療によるまん延防止，患者の生活環境に応じた医療支援及び外国人に対する結核対策 等
広島県エイズ対策推進指針	平成30年3月策定	エイズ及びHIVに対する予防知識の普及・偏見差別の解消，利便性の高い検査窓口の充実及び長期療養体制の整備 等
第3次広島県肝炎対策計画	平成29年3月策定	肝炎に対する新たな感染の防止，肝炎ウイルス検査の受検促進及び病態に応じた適切な肝炎医療の提供 等
広島県重症急性呼吸器症候群（SARS）対策行動計画	平成15年4月策定	SARSの発生・流行状況に応じた初動体制・情報連絡体制や患者等の初診・入院に係る医療提供体制，検査体制及び搬送体制 等
ウエストナイル熱（脳炎）対策マニュアル	平成17年6月策定	ウエストナイル熱（脳炎）の発生に備えた情報の収集・提供，普及啓発，早期流行予測調査（カラス等の死亡鳥類調査）及び検査体制 等

7 適切な役割分担による予防計画の推進

(1) 県及び市町の果たすべき役割

ア 基本的な役割

広島県（以下「県」という。）及び市町（保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）を含む。特に定めない場合は以下同じ。）は、国や他の地方公共団体と連携を図り、感染症の発生予防及びまん延防止のための施策を講じるとともに、正しい知識の普及に努める。

また、県及び保健所設置市は、感染症に関する情報の収集、分析及び公表、研究の推進並びに人材の育成、資質の向上と確保を図るとともに、迅速で正確な調査・検査体制の整備及び医療提供体制の整備を図る。

イ 県と保健所設置市との連携

県は保健所設置市と連携し、迅速かつ適切に感染症対策が講じられるよう、地域における感染症対策の中核かつ技術的拠点である保健所を中心とした現地解決型の体制整備に努める。

ウ 保健所及び県立総合技術研究所保健環境センター等との連携

県及び保健所設置市は、相互に連携して、県立総合技術研究所保健環境センター及び広島市衛生研究所（以下「保健環境センター等」という。）、各感染症情報センター並びに保健所が、それぞれの役割を十分果たせるよう機能強化を図る。

加えて、動物由来感染症発生時には、動物愛護センター、家畜衛生部門等は、保健所が実施する感染症対策と連携し、動物からヒトへの感染防止に必要な対策を講じるとともに、動物由来感染症情報の収集体制を強化した上で、その情報を速やかに保健所、市町、獣医師会、動物飼養者その他の関係機関に提供する。

なお、県は、複数の都道府県・保健所設置市にわたり広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときは、国、近隣県及び保健所設置市との連絡・調整等の役割を果たし、相互に協力しながら感染症対策を行う。

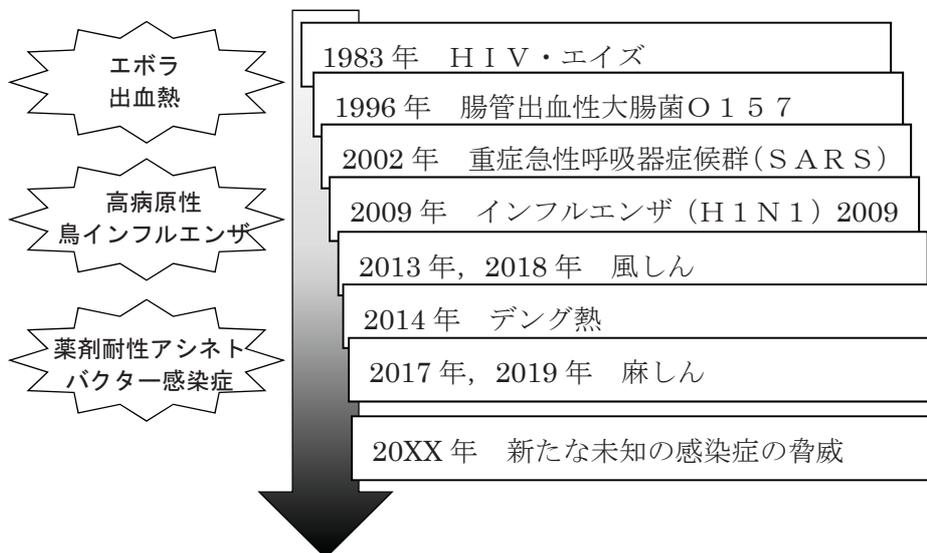


図3 広島県に脅威を与えている新興・再興感染症

(2) 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防及びまん延防止に必要な注意を払うよう努めなければならない。

また、患者等に偏見や差別をもって患者等の人権を損なわれることのないようにしなければならない。

(3) 医師等の果たすべき役割

医師及びその他の医療関係者（以下「医師等」という。）は、上記(2)の県民の果たすべき役割に加え、感染症の的確な診断による感染者の早期発見に努めるとともに、医療関係者の立場で国、県及び市町の施策に協力するとともに、患者等が置かれている状況を深く認識し、良質で適切な医療を提供するよう努めなければならない。

また、医師会等の医療関係団体は、国、県及び市町の施策に協力し、感染症の発生やまん延防止に努めなければならない。

(4) 病院、診療所、社会福祉施設及び企業等の開設者等の果たすべき役割

病院、診療所、社会福祉施設及び企業等の開設者等は、当該施設が人が多く集まる場であることから、行政の施策に十分協力するとともに、施設における感染症の発生予防やまん延防止のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(5) 学校の果たすべき役割

学校は、成人と比べ抵抗力が未発達な若年者の集団生活の場で様々な感染症が発生しやすく、校内で感染が拡大しやすい状況であることから、校長その他の関係者は、各種のサーベイランスシステム等の活用を検討するなどし、学校間、医師会、県及び保健所設置市との連携を密にして、感染症の発生動向に十分に留意し、校内における感染症の発生予防やまん延防止のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

また、教育活動の中で感染症に関する正しい知識の普及に努めなければならない。

(6) 獣医師等の果たすべき役割

獣医師その他獣医療関係者（以下「獣医師等」という。）は、上記(2)の県民の果たす役割に加え、国、県及び市町の施策に協力するとともに、感染症の予防のための必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(7) 動物等取扱者の果たすべき役割

動物等取扱業者（感染症法第5条の2第2項に規定する者をいう。以下同じ）は、自らが取り扱う動物及びその死体が原因で、感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

8 広島県における感染症に関するネットワーク

広域的、専門的な対応が求められる、新型インフルエンザやSARS等の新興感染症及び結核等の再興感染症の対策について、患者等の医療提供体制を整備するとともに、「広島県感染症予防研究調査会」、二次医療圏ごとに設置している「広島県地域新型インフルエンザ等対策推進会議」及び「広島県地域保健対策協議会 予防接種・感染症危機管理対策専門委員会」等において関係機関等とのネットワークを構築し、連携した取組により、引き続き、非常時などにおける協力体制の確立を図っていく必要がある。

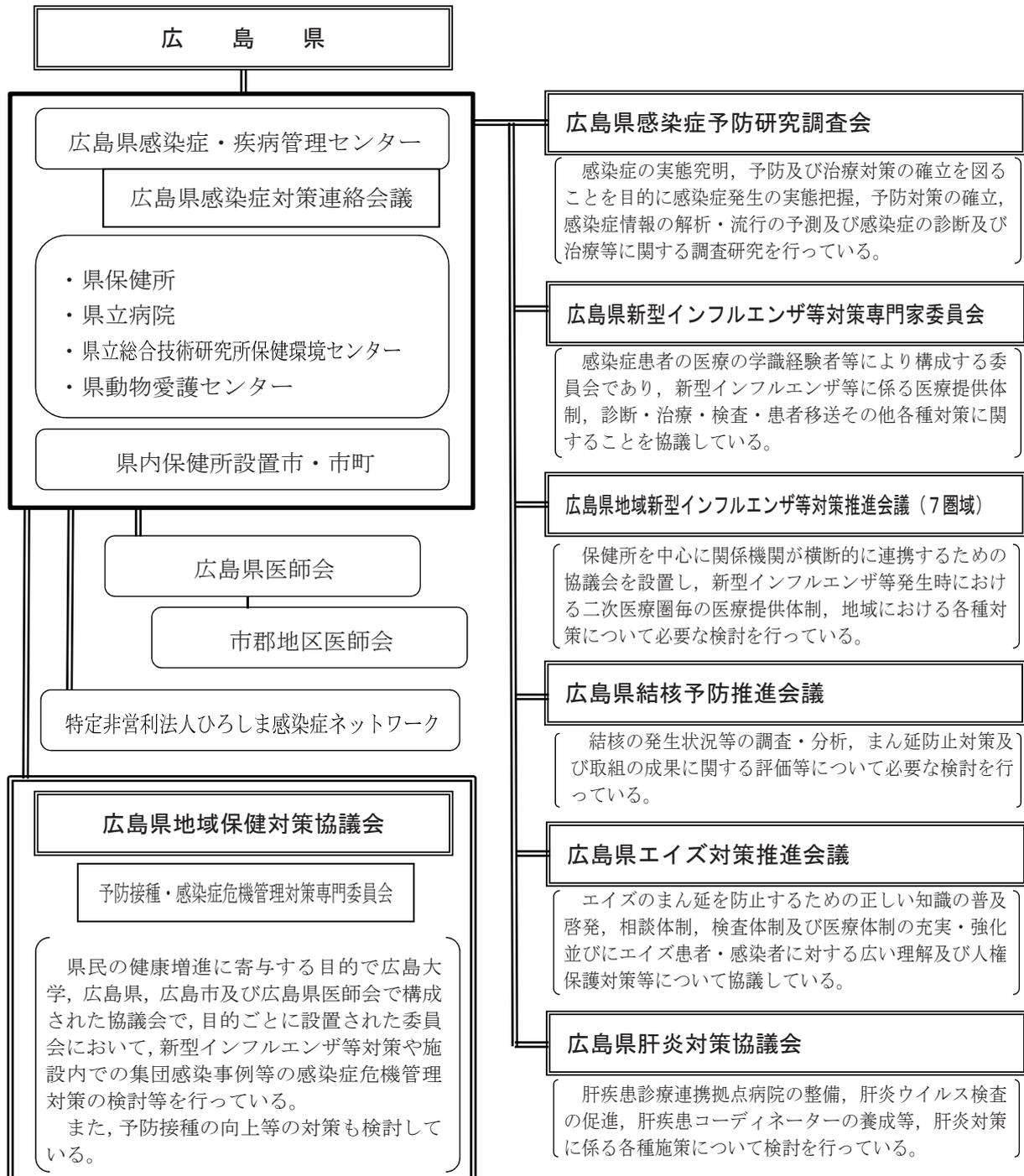


図4 専門家・関係機関等と連携した主な取組